

小平市国民健康保険税の賦課方式の二方式への移行について(概要)

— 平成 26 年度小平市国民健康保険税の税率改定(案)—

1 国民健康保険税の賦課方式の二方式への移行

賦課方式の二方式への移行は、以下のことから遅れることなく取り組む必要がある。

- ・二方式への移行について、被保険者の世帯構成や所得等の変化から、国保税率等の改定の際に従前から段階的に対応してきていること。
- ・他市においても二方式を採用する団体が増えてきていること。
- ・国保制度改革においても都道府県に保険者を移管する議論がなされていること。

[国民健康保険税の二方式への移行の対応]

- ・平成26年度から平成28年度の3年間で移行する。平成26、27年度を経過措置期間とし、平成28年度で本則課税(二方式化の完了)とする。
- ・資産割の賦課額分は所得割に、平等割の賦課額分は均等割に賦課する。
- ・二方式への移行による「賦課総額」及び「応益割と応能割の割合」は変動させない。
- ・二方式への移行に伴う国民健康保険条例の一部改正を行う。

年度	現行	経過措置		本則
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
所得割額	4.53%	4.65%	4.78%	4.90%
資産割額	9.60%	6.40%	3.20%	廃止
均等割額	17,500 円	18,500 円	19,500 円	20,500 円
平等割額	5,400 円	3,600 円	1,800 円	廃止

※平成25年度当初賦課を基に、所得割、均等割の税率・税額(本則)を算定した。